特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
34	公的給付に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮崎市は、公的給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

宮崎市長

公表日

令和4年2月28日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報			
1. 特定個人情報ファイル			
①事務の名称	公的給付に関する事務		
①子育て世帯への臨時特別給付金の支給事務について 子育て世帯への臨時特別給付金は、新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が及ぶ中、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、子育て世帯を支充して、臨時・特別の一時金を支給するもの。 ②住民税非課税世帯等に対する特別給付金の支給事務について 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響がで、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住帯等に対して、1世帯あたり10万円を支給するもの。			
③システムの名称	児童手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ		
2. 特定個人情報ファイル	ν Α		
公的給付情報ファイル			
3. 個人番号の利用			
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律 第27号。以下「番号法」という。)第9条(利用の範囲)別表第一第101項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第74条		
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携		
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定		
	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二及び行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命		

この主務省令で定める事務及び情報を定める命 を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二 令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) [情報提供の根拠]

②法令上の根拠

・別表第二(121の項)・別表第二主務省令(第59条の4)

[情報照会の根拠]

・別表第二(121の項) ・別表第二主務省令(第59条の4)

5. 評価実施機関における担当部署

①部署		

(子育て世帯への臨時特別給付金の支給事務に関すること)

宮崎市子ども未来部保育幼稚園課

(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務に関すること)

宮崎市福祉部社会福祉第一課、社会福祉第二課

②所属長の役職名

(子育て世帯への臨時特別給付金の支給事務に関すること)

保育幼稚園課長

(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務に関すること)

社会福祉第一課長、社会福祉第二課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

宮崎市市民情報センター(市役所本庁舎3階) 〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

(子育て世帯への臨時特別給付金の支給事務に関すること) 宮崎市子ども未来部保育幼稚園課(市役所本庁舎1階)

〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号

電話番号0985-42-7965

(住民税非課税世帯等に対する臨時v特別給付金の支給事務に関すること) 宮崎市福祉部社会福祉第一課、第二課(市役所2庁舎2階)

〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号

電話番号0985-21-1775

連絡先

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			3年12月22日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和	3年12月22日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
2 2.2	項目評価			1 2 3	<選択肢>)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及び 3)基礎項目評価書及び	全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	1	<選択肢>) 特に力を入れている ?) 十分である ß) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	1	<選択肢> () 特に力を入れている () 十分である () 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	1	<選択肢>) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	1	<選択肢>) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステム]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	1	く選択肢>)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続			しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	1 2 3	<選択肢>) 特に力を入れている ?) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	1	<選択肢>) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・3	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	1	<選択肢>) 特に力を入れている ?) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査	[] 外部監	査		
9. 従業者に対する教育・啓発								
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	1	<選択肢>) 特に力を入れて行っ [・] !) 十分に行っている !) 十分に行っていない	 ている		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明